一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和7年1月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	伊豆箱根交通株式会 社(法人番号 2080101000154) 代表 者吉村長男	静岡県三島市大場300	三島営業所	静岡県三島市大場289	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	運輸規則第24条第5項	令和6年7月4日及び令和6年8月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務輸規則第25条第3項)、(3)乗務員事運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員會會帳の記錄記錄事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)連行管理者の運転適度第38条第2項)、(6)連行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)		3